



# 医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業

## アフリカにおける顧みられない熱帯病 (NTDs) 対策のための国際共同研究

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)  
国際事業部 国際連携研究課

# 1. プログラムの背景

アフリカの新興国・途上国は今急激な発展を遂げんとしています。しかし、そのアフリカ諸国において、いまだに多くの人々が、「顧みられない熱帯病(Neglected Tropical Diseases、以下NTDs)」と称される、症状の比較的類似した感染症にたびたび感染し、その診断法、治療法などが十分に整備されていないことから、適切な治療を受けることができないまま、病魔に苦しむ結果となっています。NTDsは世界149の国で蔓延し感染者数は14億人にもものぼり、その約半数がアフリカで見られるとされています。NTDsはアフリカにおいて猛威を奮っている状況にあると言えます。

NTDsは貧困による劣悪な衛生環境などが主な原因となって蔓延し、これら疾患への罹患は致命的な場合のみならず、失明、歩行困難、皮膚病変など重度の身体障害とそれに対するスティグマが経済活動や社会生活を送る上での大きなバリアとなり、労働力や生産性の低下を招いて貧困から脱出できない原因にもなっています。こうしたことから、WHOはNTDsを「人類の中で制圧しなければならない熱帯病」とし、その対策推進を急務として世界に呼び掛けています。

本プログラムにより我が国は、アフリカの新興国・途上国において、互いの科学技術、人材育成の強化を通じ、アフリカ諸国が発展する際の大きな阻害要因としてその対策が急務となっているNTDs対策に、その科学技術力によって貢献してゆくことを目指します。

# 《NTDs対策に関する最近の動向》

第4回グローバルリサーチカウンシル(GRC)年次会合  
安倍内閣総理大臣ビデオメッセージ(2015/5/27)

(略)

一昨年、50か国を超えるアフリカの首脳らを、横浜にお迎えしました。昨年は、私自身、アフリカの地を訪問しました。あらゆる面で躍動感にあふれ、大きな可能性を秘めているアフリカを実感しました。科学の世界でも、これからアフリカが飛躍的に発展していくことは間違いありません。

今後、我が国とアフリカとの科学の絆を深め、研究者の交流や、共同研究を一層加速したいと思います。

アフリカの学術振興機関の能力開発とネットワークづくりを支援します。感染症研究について、アフリカ睡眠病やデング熱など「顧みられない熱帯病」に焦点を当てた新たな国際共同研究をスタートさせます。予防、診断、創薬、治療法の確立を目指すとともに、アフリカの優秀な若手研究者を育成します。

(略)

## Leaders' Declaration G7 Summit 7-8 June 2015

~~~

### **Neglected Tropical Diseases**

We commit ourselves to the fight against neglected tropical diseases (NTDs). We are convinced that research plays a vital role in the development and implementation of new means of tackling NTDs. We will work collaboratively with key partners, including the WHO Global Observatory on Health Research and Development. In this regard we will contribute to coordinating research and development (R&D) efforts and make our data available. We will build on efforts to map current R&D activities, which will help facilitate improved coordination in R&D and contribute to better addressing the issue of NTDs. We commit to supporting NTD-related research, focusing notably on areas of most urgent need. We acknowledge the role of the G7-Academies of Science in identifying such areas. In particular, we will stimulate both basic research on prevention, control and treatment and research focused on faster and targeted development of easily usable and affordable drugs, vaccines and point-of-care technologies.

As part of our health system strengthening efforts we will continue to advocate accessible, affordable, quality and essential health services for all. We support community based response mechanisms to distribute therapies and otherwise prevent, control and ultimately eliminate these diseases. We will invest in the prevention and control of NTDs in order to achieve 2020 elimination goals.

~~~

## 2. プログラムの目的

アフリカ社会に具体的に役に立つ研究開発の実施を念頭に、NTDsの制御に向けて出口を見据えつつ、我が国の大学等研究機関とアフリカ諸国の大学等研究機関において、基礎研究から診断、サーベイランス、予防、創薬、治療法の確立等に関する医療・公衆衛生分野の研究開発及びその成果に基づくNTDs制圧のための公衆衛生システム等、政策・オペレーションの提言等に向けた研究を実施します。その際に、現地での緊密な共同活動の実施によって、長期に渡り継続展開し得る国際共同研究の場、協力活動の場を現地において作り上げ、加えてアフリカ人若手研究者の人材育成も行って、アフリカのイノベーションに資する拠点協力を実現します。

## 【5年間の実施期間における目標】

5年間の実施期間では、基盤となる現地システム作りを含め、その共同研究の成果がどのように社会に役立てられ得るかが見通される段階、すなわち社会への還元の道筋が具体的に見通し得る段階、あるいはそれ以上の段階に達すること、加えて、若手研究者の育成に資することも期待します。

## 【実施期間後に期待される展開】

この実施過程及び成果をもとに、相手国参画機関と連携し、アフリカ諸国や国際機関等の協力を喚起して、NTDs対策に向けた連携・協力体制の継続即ち拠点協力の継続を図ると共に、実施期間終了後の社会実装を含めたさらなる発展・展開に資することが期待されます(継続性、発展性)。

## 【対象とする研究】

以下の(1)単独、又は(1)に(2)を加えた研究を実施することとします。

(1)NTDs対策のための診断、サーベイランス、予防、創薬、治療法等の個々の研究、ないしは、基礎から実用化にいたる一連の研究、さらにそうした成果の実用化・社会実装に向けた、医療・公衆衛生分野の研究。

(2)NTDs制圧のための公衆衛生システム等、政策・オペレーションの提言等に向けた研究。

なお、実施に際しては、現地での共同研究実施に伴う人材育成、及びアフリカ人若手研究者を招へいし、一定期間日本で国際共同研究を行うことによる人材育成を含むこととします。

## 【対象とする疾患】

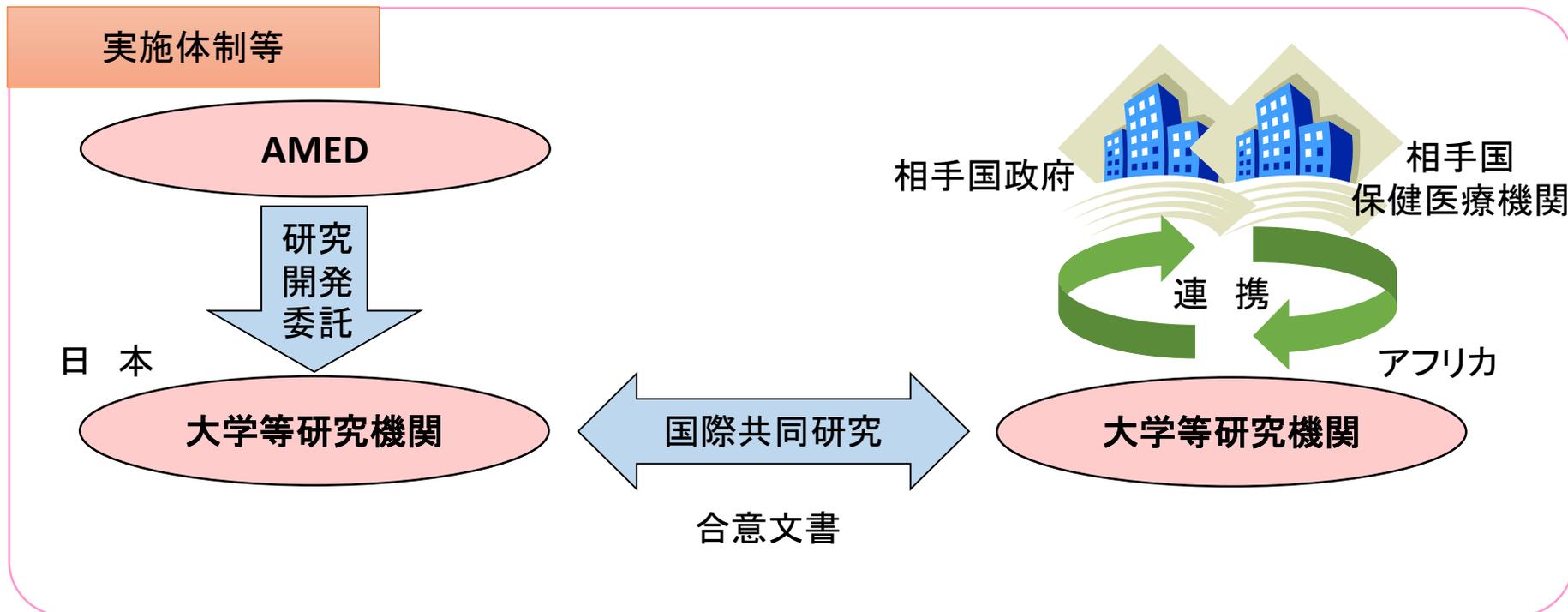
顧みられない熱帯病 (Neglect Tropical Diseases: NTDs) としてWHOが「人類の中で制圧しなければならない熱帯病」と定義している17の疾患等(※)を対象とします。

なお、対象疾患のうち、単一のNTDを対象にした提案も、複数のNTDsを対象とした提案も、どちらも可能です。

(※)リンパ系フィラリア症、シャーガス症、リーシュマニア症、ギニア虫感染症、アフリカ睡眠病、失明に至るトラコーマ、ハンセン病、住血吸虫症、河川盲目症、土壌伝播寄生虫病、ブルーリ潰瘍、デング熱、のう虫症、狂犬病、包虫症、食物媒介吸虫類感染症、風土性トレパネーマ症

# 3. 研究開発の実施体制等

- 日本とアフリカの大学等研究機関が共同研究を行います。
- AMEDは日本の大学等研究機関に研究開発を委託します。アフリカ側には応分の負担(研究費、人材、フィールド、試料、施設等)が求められます。
- アフリカの複数の国(例:A国のa大学とB国のb研究所)との共同研究も可能です。
- 企業の参加も期待されます(途中からでも)。



## 4. 研究提案募集の概要

- 対象とする機関

大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国公立試験研究機関、独立行政法人、国立研究開発法人、民間法人及び民間企業等国内の法人格を有する機関を対象とします。

- 応募者の要件

研究開発代表者が応募してください。研究開発代表者は、日本国内の大学等研究機関に所属し、本プログラムによる支援終了後も拠点において継続的に協力を行う意志があり、我が国及び拠点協力国の研究機関や国際機関と拠点協力に係る調整ができる者を対象とします。

- 実施期間

原則として5年間とします。

- 研究開発費

1課題当たりの経費は、原則として年間7,500万円(間接費を含む)を上限とします。

- 採択予定件数

3件程度を見込んでいます。

## 5. 公募・選考のスケジュール

7月3日	公募開始
7月31日	公募終了
～	書面審査
8月下旬	面接審査
9月下旬	審査結果通知
～	計画策定・契約調整
11月1日(予定)	事業開始

# 6. 研究開発提案書の作成について

様式1	研究開発提案書
様式2	基本構想
様式3	研究開発の内容
様式4	体制図
様式5	経費
様式6	研究開発項目別年次計画
様式7	論文・著書リスト
様式8	特許リスト
様式9	他制度での助成等の有無
様式10	倫理面への配慮
様式11	相手国研究機関の協力同意書 (Letter Of Intent; LOI)
様式12	機関別研究開発計画書

様式1~11  
はe-Radで  
提出

様式11はアフリカ側  
機関が英語で作成

## 7. Q & A (抜粋)

### (2) 応募の要件等について

Q アフリカの大学等研究機関とどのような状態であれば応募できるのでしょうか。

A 研究機関間の協力には様々な形態があり得ますので明確な線引きは難しいですが、調整費は機動的な予算です。採択が決定した後、機関の支援の下、速やかに研究が開始できる状態である必要があります。そのことが確認できるよう、相手国機関の協力同意書(LOI)(様式11)に記載してください。

Q アフリカ側でも本プロジェクトのために研究費を獲得しなければなりませんか。

A 共同研究ですので、アフリカ側にも応分の負担が望まれます。研究費が獲得できれば最良ですが、研究費以外、例えば、フィールド、サンプル、研究スペース、研究者、研究支援者、医療従事者など、本プロジェクトのために提供できるものや負担できることがあり、それをもって応分の負担と見なせるということであれば、それでも構いません。提案書には、それがわかるように記載してください。

## (2) 応募の要件等について

Q アフリカ側は1か国でなければならないでしょうか。

A 国と国との共同研究ではなく、機関間の国際共同研究を行うものですので、例えば、共同研究を実施できる状況にあるアフリカのA国のa大学とアフリカのB国のb研究所との共同研究というのも可能です。

Q 日本でもアフリカ諸国でもない国の大学等研究機関は参加できるでしょうか。

A 本プログラムで対象とするのは、日本とアフリカの大学等研究機関間の共同研究です。アフリカ諸国の大学等研究機関が国外代表機関となった上で、日本でもアフリカ諸国でもない国の大学等研究機関が参加することは、その必要性や妥当性、果たす役割等によっては可能です。提案によって説明してください。

## (2) 応募の要件等について

Q 研究開発期間の途中で任期が切れる者や非常勤職員でも研究開発代表者として応募できますか。

A 再任等により、研究開発期間を通して、代表機関において研究開発実施体制をとれるのであれば可能性はあります。なお、非常勤職員を研究開発代表者とできるかは、代表機関と当該非常勤職員との契約内容によります。

Q 研究実施中に研究開発代表者の移籍等が発生した場合も研究を継続できますか。

A 本プログラムでは、拠点協力の継続性の観点から、研究期間を通じて、採択時の代表機関の責任の下、研究開発代表者を中心とした研究体制が確保されることを原則としています。やむを得ず研究開発代表者が移籍する場合、状況によっては継続できないこともあります。

### (3) 研究実施体制について

Q 研究開発提案書類に記載した研究開発実施体制を、面接時あるいは採択後に変更することはできますか。

A 研究開発提案書類に記載された内容で選考を行いますので、応募段階で慎重に御検討ください。なお、選考の過程での議論を踏まえ、実施体制等の変更をお願いする場合があります。また、採択後、状況の変化を踏まえ、AMEDとの相談の上、実施体制を変更できる場合があります。

Q 所属のない研究者の参加は可能ですか。

A 所属のない研究者を共同研究に参加させることは原則できません。研究機関が身分(客員研究員等、ただし無給は不可)を付与して保障と責任を持ち、また、研究者リストに記載した上で、研究に参加させることは可能です。

### (3) 研究実施体制について

Q 外部の協力研究者等や、学生をRA (Research Assistant) として委託研究開発に従事させることはできますか。

A 外部の協力研究者等や、学生をRA (Research Assistant) として委託研究開発に従事させる場合は、計画書に記載の上、委託研究開発契約等で規定される事項(知的財産権、守秘義務等)が遵守されるよう適切に対応する必要があります。詳しくは、委託研究開発契約事務処理説明書を参照してください。

<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html>

#### (4) 研究契約について

Q 大学等研究機関とAMEDとはどのような契約関係になるのでしょうか。

A AMEDは国内の大学等研究機関と研究開発委託契約を締結し、AMEDから大学等研究機関に研究開発を業務として委託します。また、原則として本委託研究開発を第三者に再委託することはできません。

Q 相手国の大学等研究機関に研究費を配分できますか。

A 本プログラムでは、AMEDは日本側の大学等研究機関に研究開発委託をしますが、アフリカ側の大学等研究機関には研究開発委託をしません。また、日本の大学等研究機関がAMEDの委託金からアフリカ側の大学等研究機関に委託費(再委託)、共同研究費、外注費等を支払うことはできません。

## (5) AMEDからの委託費について

Q AMED委託研究費の用途について制限はありますか。

A 委託研究費については、下記ウェブサイト「平成27年度版委託研究開発契約事務処理説明書」を掲載していますので、用途を計画する際にご確認ください。

<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html>

Q 研究費の繰越しについて教えてください。

A 大学等研究機関で本プログラムの研究費を繰り越すことはできません。一定の要件の下でAMEDが研究費を繰り越すことは可能です。詳しくは、委託研究開発契約事務処理説明書を参照してください。

<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html>